



鳥 コノハズク

発行／愛知県県民生活部県民生活課  
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎052-954-6165

## 『劇場型』電話勧誘販売に ご注意を!



### 平成21年度消費生活相談の状況

平成21年度の1年間に愛知県内8か所の県民生活プラザへ寄せられた消費生活相談の件数は17,475件で、前年度の19,143件に比べ8.7%減少しました。全体として減少傾向が続く中で、昨年度は、年代別では「60歳以上の高齢者」が、店舗外取引方法別では「電話勧誘販売」が、商品・サービス別では「株」が、それぞれ相談件数の増加率が高くなっています。詳しくは「あいちクリオ通信平成22年5月号」をご参照ください。(http://www.pref.aichi.jp/0000031911.html)

特に株取引では、老後に備えて比較的蓄えが多いと見られる高齢者をターゲットに、電話で複数の者が役割を分担して次々に登場し消費者の購買欲をあおる「劇場型」と呼ばれる勧誘方法が目立っています。くれぐれもお気をつけください。

### 『劇場型』電話勧誘販売の事例



### アドバイス

- 「必ず上場する」「値上がりは確実」といったセールストークに惑わされず、冷静に判断しましょう。
- 契約内容や仕組みがわからないものを気軽に契約してはいけません。不審だと感じたらその場で契約せずに家族や信頼できる身近な人に相談しましょう。



# 「食品ロス」を減らしましょう



食育マンガ「続・田部家の食育ものがたり きちんと、食活!」より



出典>農林水産省試算(平成21年)をもとに作成

みなさんはこのマンガのようなことしていませんか?  
「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらずゴミとして捨てられてしまう食品のことです。

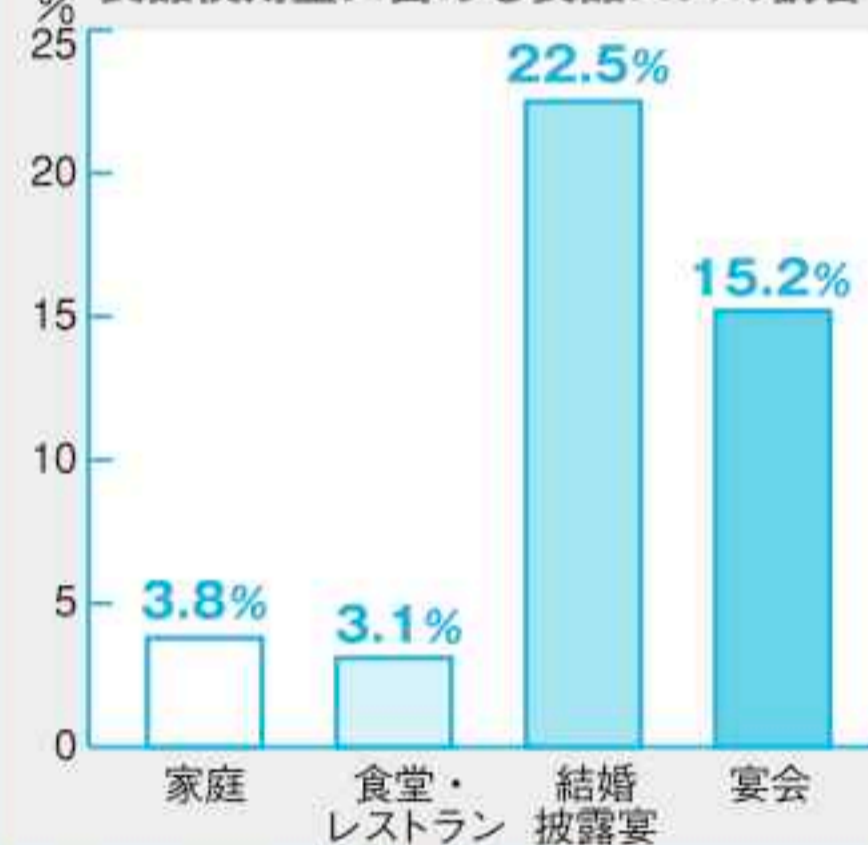
その量は年間なんと500～900万トンにもなり、これは、日本国民の約1割の人の食料を無駄にしていることとなります。

宴会や結婚披露宴での食べ残しが多いですが、家庭での食品ロスも少なくありません。

これは、  
約900～1,600万人分の  
年間の食料に相当

日本の食料自給率は  
わずか41%(平成20年度)  
「食品ロス」の多さは自給率を  
下げる要因にもなっています。

食品使用量に占める食品ロスの割合



※家庭：食べ残し、過剰除去、直接廃棄全ての合計量  
それ以外：食べ残し量のみ  
出典>平成18、19年度食品ロス統計調査

## 今日からできる食品ロス対策

食品ロスを減らすために、できるところから見直してみませんか。

### 〈家庭でできること〉

- 買い物に出かける前に、冷蔵庫を確認するくせをつけ、必要なものだけ購入する。
- 食品を買う時に必要以上に新しいものを選ばない。
- 料理は食べきれだけの量を作る。
- 消費期限と賞味期限の意味を正しく理解し、適切に保管し、むやみに捨てない。

### 〈外食の際にできること〉

- 苦手な食材があるときは「○○を入れないでもらえますか?」、食べきれないと思ったときは「小盛りにできますか?」と、注文の際に依頼する。
- 宴会では、最初と最後に「席を立たずにしっかり食べる時間」を作る。料理がたくさん残っているテーブルから、少ないテーブルに取り分ける。「食べ残しのないように!」と声を掛け合う。

食育マンガ「続・田部家の食育ものがたり きちんと、食活!」は、各県民生活プラザで入手できます。  
また、愛知県の食育ホームページ「食育ネットあいち」からもダウンロードできます。ぜひご覧ください。

(農林水産部食育推進課)





# ご存知ですか？食中毒警報



夏は高温多湿が続き、細菌性食中毒が数多く発生する季節です。

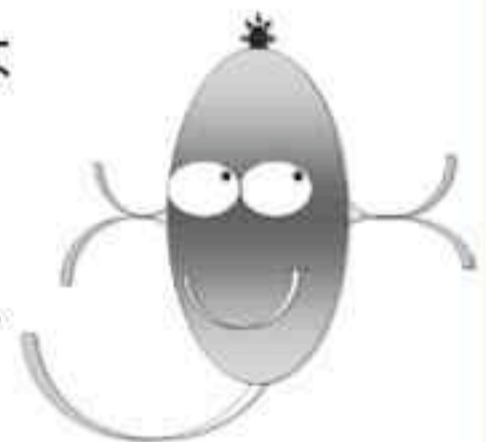
なかでも、継続して気温が30℃以上となるなど食中毒が発生しやすい気象条件の時には、特に食中毒に対する注意が必要となります。そのため愛知県では食中毒警報を発令し、食品衛生に関する注意喚起をしています。日頃から衛生管理への心掛けは必要ですが、食中毒警報発令時には特にご注意ください。



## 細菌性食中毒とは…



- 食中毒菌や、食中毒菌が産生した毒素が増えた食品を食べることなどで起きます。
- 食中毒菌が増えていても、食品の味や臭いを変化させません。
- 主な症状は、胃腸炎症状(腹痛、下痢、吐き気、おう吐など)や、発熱、頭痛などです。



## 細菌性食中毒を防ぐには(3原則)

### ①細菌を付けない(清潔な取扱い)

器具、容器等の洗浄・消毒を徹底する。  
トイレの後や、生の魚や肉を扱った後には、  
手洗いを行い、二次汚染を防止する。

### ②細菌を増やさない(時間と温度の管理)

調理は手際よく、調理後は速やかに食べる。  
調理済食品を保存する場合は5℃以下又は65℃以上で。  
(食中毒菌は10℃から60℃で活発に増殖します。)

### ③細菌を殺す(75℃以上で1分間以上の加熱)

加熱する際は、中心部までよく火をとおす。

### 手洗いミスの発生部位



\*厚生労働省通知  
「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」より引用

(健康福祉部生活衛生課)

## 借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐため、 6月18日から貸金業法が大きく変わりました！ あなたは大丈夫ですか？

### ●借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入れができなくなります。

※なお、年収の3分の1を超える借入れ分については、契約のとおり返済すれば問題ありません。借入れ総額には、銀行、信用金庫、労働金庫など、貸金業者以外からの借入れは含みません。

### ●借入れの際、基本的に、年収を証明する書類が必要となります。年収を証明する書類がないと借りられなくなることがあります。

※専業主婦(主夫)の方は、配偶者の年収を証明する書類、配偶者の同意書などが必要となります。個別のお取引については、お取引先の貸金業者にお問い合わせください。

### 借入れや返済のお悩みは、お早めに相談を！

消費者ホットライン

☎0570-064-370

県民生活プラザ

最終ページをご覧ください

貸金ホットライン(東海財務局)

☎052-951-1764



(東海財務局・産業労働部中小企業金融課)



消費者被害を未然に防ぐ対処法などを楽しく学べる教材をインターネットに掲載しています。  
URL:<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/taiken/>



# 『消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現』を目指して

昨年9月に消費者庁が設置され、消費者が主役となる国民本位の行政への転換が図られました。愛知県でもこうした国の動きに対応し、消費生活に関する施策について総合的・計画的に推進していくために、新たに「**愛知県消費者行政推進計画**」を策定しました。

## 計画の柱となる3つの目標



### 目標1

消費者被害の  
救済・未然防止  
の強化

### 目標2

主体性のある  
消費者の育成

### 目標3

消費生活の  
安全・安心の確保

この目標に沿って、消費生活相談体制の強化を始め、各種講座の実施、多様な情報発信など92の施策を実施していきます。また、県庁内の関係課室や市町村が連携し、一体となって対応できるよう、新たな体制も作っていきます。

※計画の詳しい内容はホームページ『消費生活情報』でご覧いただけます。

(県民生活部県民生活課)

見て 聞いて 触れて 楽しく学べる食育教室

## 『夏休み！親子de食育』 に参加しませんか

日程・内容	第1回(7月28、29日)	第2回(8月10、11日)
1日目(講義・実習) 13:00~16:00 ウィルあいち(名古屋市)	みそ作り体験等 食品を使った実習	漬け物作り体験等 食品を使った実習
2日目(現地見学) 9:30~17:00 名古屋駅集合・解散	食肉卸売市場、 食品製造現場等の 見学	水産物卸売市場、 食品製造現場等の 見学

**対象** 小学校4~6年生とその保護者、各回20組40名

**参加費** 無料。ただし保険料および教材費が別途必要です。  
なお、2日目の昼食は各自持参して下さい。

**申込方法** 往復はがき、Eメール(携帯電話メールは不可)のいずれかにより、①郵便番号・住所、②親子の氏名・年齢、③電話番号、④希望の受講回(第1回または第2回)を記載の上、7月9日(金)〈必着〉までにお申込み下さい。(申込多数の場合抽選)

**申込・問合せ先** 〒460-8501(住所記載不要)  
愛知県農林水産部食育推進課 食育推進グループ  
☎ 052-954-6396  
Eメール shokuiku@pref.aichi.lg.jp



## 暮らしのお役に立ちます

~県民生活プラザは受付の番号です~

中央県民生活プラザ	☎ 052-962-5100 FAX 052-972-6001
尾張県民生活プラザ	☎ 0586-71-5900 FAX 0586-71-0977
海部県民生活プラザ	☎ 0567-24-2500 FAX 0567-24-1140
知多県民生活プラザ	☎ 0569-23-3900 FAX 0569-23-3901
西三河県民生活プラザ	☎ 0564-27-0800 FAX 0564-23-4641
豊田加茂県民生活プラザ	☎ 0565-34-6151 FAX 0565-34-6152
新城設楽県民生活プラザ	☎ 0536-23-8700 FAX 0536-23-3833
東三河県民生活プラザ	☎ 0532-52-7337 FAX 0532-52-7388
名古屋市消費生活センター	☎ 052-222-9671
豊橋市消費生活相談室	☎ 0532-51-2305
岡崎市消費生活相談室	☎ 0564-23-6459
一宮市消費生活相談窓口	☎ 0586-71-2185
春日井市市民生活課消費生活相談	☎ 0568-85-6616
豊田消費生活センター	☎ 0565-33-0999
小牧市消費生活相談室	☎ 0568-72-2101

※は、それぞれの市内にお住まいの方、又はお勤めの方を対象としています。